

隊友新聞令和5年6月号記事

そうだったんだ労働法（1）

テーマ：高年齢者の雇用の安定施策

Q1 昨今、働き方改革が注目されていますが、高齢者の働き方についてはどのようになっていますか？

A1 平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」によると、高齢者の働き方改革の前提は年齢に関わりなく公正な職務能力評価により働き続けられる「エイジレス社会」の実現が掲げられています。

Q2 具体的な内容を教えてください。

A2 現在、定年を設定する場合は60歳を下回らないこととなっていますが、継続雇用を希望する高齢者に対しては65歳まで雇用することを企業に義務付けています。また国家公務員の定年年齢も将来的には65歳に持っていくように徐々に引き上げられています。

Q3 なるほど！自衛官の定年年齢の引き上げもそのような流れの一つなのですね。ところで昨今の平均寿命の延びを考慮しますと、65歳でもまだまだ働き盛りで、リタイアは早いと思うのですが。

A3 そうですね。現在、高齢者の7割近くが、65歳を超えても働きたいと願っていますが、実際に働いている人は2割にとどまっています。労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高齢者が多様な就業機会を確保できる基盤が必要です。

そのため高齢者雇用安定法が改正されました。

これまでの65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設しています。（令和3年4月1日施行）

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

努力義務ですが、70歳までの雇用を確保しようとする本気度が伺えます。

Q 4 すごいですね。その他の措置はありますか？

A 4 高齢者の働き方として副業・兼業が多くなると思われますが、現在の雇用保険は1週間に20時間以上の所定労働時間で働き、同一の事業主に31日以上使用される見込みのある場合にのみ被保険者となれます。例えば副業・兼業で働いた場合、生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける一つの雇用関係にのみ雇用保険の被保険者となれます。言い換えれば、例えば2つの雇用で働いていてAの会社では1週間で15時間、Bの会社では10時間働き、合計で25時間であっても、一つの会社の所定労働時間が20時間以上でなければ被保険者になれないのです。

これは高齢者にとってハードルが高いと思われます。

このため雇用保険法の一部が改正され、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での所定労働時間を合計して次の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度が2022年1月から施行されました。

- ① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ② 2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

高齢者の働き方改革は、女性の働き方改革と相まって、我が国として喫緊の課題です。今後、益々の進捗が期待される場所ですね！！

筆者自己紹介

氏名：岩瀬直行（陸自OB、いきいきライフ相談センター会員）

出身地：北海道室蘭市

資格：社会保険労務士、1級ファイナンシャルプランナー、CFP

只今、いきいきライフ相談センターでは会員を募集しております。我こそはと思われる方は是非ともご連絡ください！！